

令和 7 年 6 月 25 日

◎下村委員長 ただいまから、危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

(9 時 59 分開会)

◎下村委員長 ご報告いたします。

6 月 23 日の委員会の文化生活部の報告事項について、国際交流課から資料の修正が提出されましたので、データを保管しています。

《委員長報告取りまとめ》

◎下村委員長 本日の委員会は、「委員長報告の取りまとめについて」であります。

お諮りします。

委員長報告の文案について、内容の検討お願いいたします。

報告書案を書記に朗読させます。

◎書記 危機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第 1 号議案、第 3 号議案、第 9 号議案、第 14 号議案、以上 4 件については、全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、健康政策部についてであります。

第 1 号「令和 7 年度高知県一般会計補正予算」のうち、病床数適正化支援事業費交付金について、執行部から、入院医療などを継続するために病床削減により、診療体制の変更を行う医療機関に対して支援を行うものである。500 床を超える要望に対し予算計上した 100 床分については、国の内示の考え方を踏まえ、直近 3 か年連続または 2 年連続赤字となっている民間の医療機関など、特に経営が厳しい状況にある医療機関から優先して採択を行う予定としている。また、国は追加内示を予定しており、最終的な全体配分については、状況も踏まえて決定をしていきたいと考えているとの説明がありました。

委員から、病床削減は、県の目指す取組に沿ったものとなっているのかとの質疑がありました。

執行部からは、今回の病床適正化事業は、国において特に厳しいところを支援するということに主眼を置いて、1 回限り実施されているものだと承知している。今回は、高知市を中心とした中央域の医療機関からの要望が多く、休床している病床も含まれている。一方で、幡多や高幡地域からの要望は少ないという状況にあるとの答弁がありました。

さらに委員から、経営上、医療機関を守るという意味でやむを得ない事業だと理解するが、小さな医療機関でも、病床を維持し県の計画に合致するよう支えていくことも県の役割だと思う。今後、病床を守るという視点での予算を検討していただきたいがどうかとの

質疑がありました。

執行部からは、令和9年度から始まる新しい地域医療構想に向けて、本年度以降地域での必要な医療を設計した上でそれをどう確保していくかという視点で各地域で話し合いを進める予定である。その中で必要な県の支援、対策をしっかりと検討していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、県内の7割の医療機関が赤字経営だという報道があった。診療報酬が下がり続けている事が要因だと考えるが、健康政策部としても物価高騰に見合うような診療報酬の改定を求めていくことが、経営を守りながら県民の命を守り医療を守ることにつながると思うので、そういった姿勢で取り組んでいただきたいがどうかとの質疑がありました。

執行部からは、これまでも診療報酬の適正化について国に提言してきたところであるが、今後も国の動向を注視しながら必要があれば積極的に政策提言していきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、子ども・福祉政策部についてであります。

第14号「令和7年度高知県一般会計補正予算」のうち、「社会福祉施設等物価高騰緊急対策事業委託料」及び「社会福祉施設等物価高騰緊急対策給付金」について、執行部から、長寿社会課、障害福祉課、子ども家庭課の所管する社会福祉施設等を対象として、ガソリンや食材料等の物価高騰の影響を受けながらも、サービス等の提供を継続している事業者等に対し給付を行おうとするものである。

給付単価については、各施設から燃料費、光熱費、食材料費の高騰分の実績値を聞き取り設定しているとの説明がありました。

委員から、対象となる県内全ての社会福祉施設が県の支援策を受け取れるように、地元の福祉保健所とも連携し、支援が抜かることのないようにしていただきたいとの意見がありました。

執行部からは、申請していただくことが重要だと考えている。ホームページなどの広報だけでなく、委託業者からの後追いの電話や、申請のない事業者への再通知、市町村を通じての事業者への声かけにより給付金の周知に努めるとの答弁がありました。

別の委員から、通所系、訪問系、相談系の給付額が5万円で統一されているが、単価設定の考え方についてはどうかとの質疑がありました。

執行部からは、各施設への燃料費、光熱費、食材料費の調査実績を元に算定をした結果一律の金額の設定としているとの答弁がありました。

さらに委員から、県の政策として訪問系を維持することで県民を守ろうとしているならば、報酬引下げの影響を一番に受けたその訪問系に対して、単価設定において県の政策的配慮が必要ではないのかとの質疑がありました。

執行部からは、訪問系の事業者に関しては、処遇改善に係る交付金の申請ができるよう

2月補正予算で計上をしている。

また、今年度当初予算でも、中山間地域介護サービス確保対策事業において、遠距離加算部分の拡充を行っており対応しているとの答弁がありました。

さらに委員からは、訪問系には物価高騰支援だけではなく、様々な支援制度が整備されている。その制度が現場に十分に行き届いているのかを担当課として把握してもらいたいがどうかとの質疑がありました。

執行部からは、予算化をしても活用してもらわないと意味がない。市町村等とも連携しながら様々な手段を活用し、対象となる事業者へ周知していきたいとの答弁がありました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。

◎下村委員長 御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

(なし)

◎下村委員長 正場に復します。

この報告書は、当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎下村委員長 異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

《閉会中の継続審査》

◎下村委員長 次に、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。

当委員会は、閉会中も継続して審査及び調査をしたいので、案のとおり申し出ることにより御異議ございませんか。

(異議なし)

◎下村委員長 異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

《その他》

◎下村委員長 以上で、日程は全て終了いたしました。閉会の前に委員の皆さんに2点ほどお話ししたいことがございます。

まず1点目は、「出先機関等の調査事項の取りまとめ」の委員会の開催日程についてであります。8月12日に開催してはどうかと思いますが、御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

－日程について協議－

◎下村委員長 正場に復します。

それでは、8月12日の午前10時からということにいたしたいと思います。御異議ございませんか。

(異議なし)

◎下村委員長 異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、取りまとめ項目については、正副委員長一任とさせていただきたいと思いますので御了承願います。

次に、委員会の県外調査の候補地と日程について、書記に説明をさせます。

◎書記 それでは、危機管理文化厚生委員会県外視察日程案により、県外調査の候補地について御説明します。

候補地は、万博を含めた関西方面としております。

1日目の奈良県内は、奈良県の歴史・芸術文化、消防の広域化、こども総合支援センターの取組について、2日目は、健診データを活用した健康予測モデルの構築事業について大阪府庁での調査後、午後から関西万博、3日目は、茨木市文化・子育て複合施設 おにクルの視察を予定しております。

この日程案とは別に、調査候補先の資料を添付しております。

調査先との交渉はこれから行いますので、この候補以外でご希望があれば調整したいと思います。

◎下村委員長 それでは、このことについて協議したいと思います。御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

－候補地等について協議－

◎下村委員長 正場に復します。

それでは、調査先については正副一任ということで調整させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎下村委員長 それでは、調査先については万博を含めた関西方面とし、調査日程については、9月3日(水)から9月5日(金)と決定しました。

なお、細部の調整につきましては、正副委員長に一任をお願いします。

以上をもって、日程は全て終了いたしました。

これで、委員会を閉会いたします。

(10時23分閉会)